

総合的な空家等の相談体制の構築について

区では、平成28年度（2016年度）に実施した「中野区空家等実態調査」の結果を踏まえ、平成30年度には「中野区空家等の適切な管理、利用及び活用の推進に関する条例」を制定するとともに「中野区空家等対策基本計画」も策定した。この間、それを基に適正な空家等の管理等に関する基盤整備を進めてきたところである。今回、空家等に関する総合的な相談体制として、以下のとおり構築に向け取り組む。

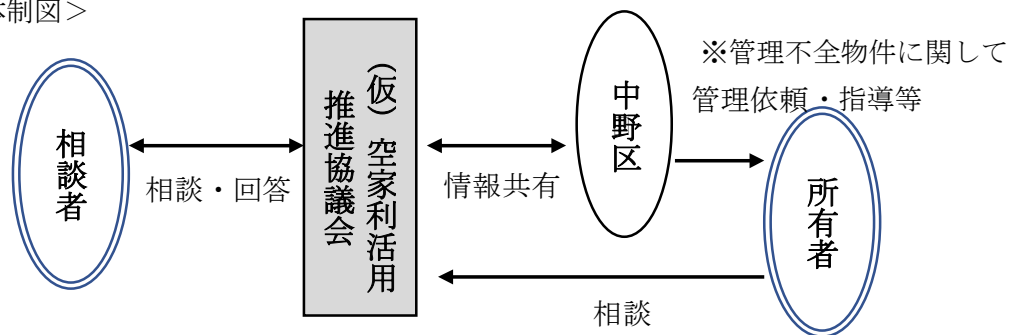
1 目的

空家等に関する相談は、相続、売買、法律問題、近隣迷惑空家等への対応等様々な内容があり、こうした困りごとに関してワンストップで対応出来る窓口を構築することで、空家等に関する諸問題の解決、さらに空家等所有者への啓発を行うことにより、不動産市場への流通をはじめとした空家等の利活用を促進し、管理不全空家予防を推進する。

2 相談体制

相談対応及び空家発生抑制については、諸問題に対応できる専門的な見地により民間の力を活用し、管理不全な空家等の法的な指導等については行政が行う。また、公民間での情報交換、情報共有により空家の有効的な利活用を促進する。

<体制図>



3 期待できる効果

(1) 管理不全空家の予防

空家に関する諸問題の解決、さらに空家所有者への啓発を行うことにより不動産市場への流通をはじめとした空家等の利活用を促進し、管理不全空家予防を推進する。

(2) 公民の連携

公民間での情報交換、情報共有により空家の有効的な利活用を促進する。

(3) 相談する際の利便性の向上

空家等に対する多種多様な相談を、法律や建築の専門集団が対応することで相談者はワンストップで相談が可能となり負担が軽減される。

4 (仮) 空家利活用推進協議会構成団体 (案)

不動産関係団体、建築関係団体、法律関係団体等

5 スケジュール (予定)

令和3年1月 (仮) 空家利活用推進協議会との協定締結

3月 議会報告

4月 事業開始 (予定)